\$\frac{1}{2}\frac{1}\frac{1}{2}\f

DECENTRALIZATION DIARY

第31号 (平成21年6月)

発行:大阪府·市町村分権協議会

編集:分権協事務局分権ダイアリー編集担当

(大阪府総務部市町村課分権G)

「大阪発"地方分権改革"の推進に向けて」をとりまとめ

平成19年4月、国において、地方分権改革推進法に基づく「地方分権改革推進委員会」が設置され、昨年5月には、基礎自治体への権限移譲と自由度の拡大として、基礎自治体への権限移譲を行うべき事務約360項目が提示された第1次勧告が行われました。

また、大阪府では、本年3月、「大阪発"地方分権改革"ビジョン」を策定し、住民に身近な公共サービスは基礎自治体である市町村が担うべきという「市町村優先の徹底」の考え方を提案するとともに、当面の取組み目標として、府内全市町村に特例市並みの事務権限を移譲することを掲げています。

今後、府がビジョンで示したような大幅な事務移譲を進めていくためには、人的・財政的な支援措置を含め、これまでにない新たな仕組みの導入が必要不可欠であることから、本協議会では、数回にわたる協議を重ね、さらなる事務移譲を進める方策について、基本的な考え方をとりまとめました。その概要は以下のとおりです。

なお、大阪府においては、このとりまとめを踏まえ、平成21年度に新たな事務移譲制度を具体的に設計していく予定です。

【移譲対象事務と進め方】

- 平成22年度からの概ね3年間で、府内全市町村(政令市・中核市・特例市を除く)に「特例市並みの事務 権限」を移譲すべき〔102事務・新規移譲は約1,300条項〕
- 移譲対象とする事務は、市町村の規模等で差をつけるべきでないが、移譲の進め方については、各市町村の実情に十分配慮することが必要

【移譲を進めるための新たな仕組み】

1 財政措置

- 現行制度の検証と改善
 - ・ 現在、移譲された事務の処理に要する経費については、府の事業費をもとに、市町村における処理 件数に応じて算出した交付金が交付されているが、その現行の算定方法について改善を検討すること
 - ・ その際には、客観的指標に基づく算定方法や、処理件数にかかわりなく必要となる固定的経費を措置する方法など、実態に即した手法の導入を検討すべき
- 新たな財政支援の仕組み
 - 短期間に大幅な事務の受け入れに向け、市町村においては、組織体制の整備や人材育成などの費用 が集中的に発生
 - ⇒ 市町村の事務権限受け入れに取り組む意欲を高めるために、受け入れる事務の数や難易度等に着目 し、期限を設けて、財政面で支援していく仕組みを導入すべき

2 人的支援

- 従来の人的支援手法(府職員の派遣、市町村職員研修生の受け入れ)について、派遣期間など実施手 法の弾力化を検討すべき 〔現行:原則2年・人件費市町村負担〕
- 加えて、市町村との人事交流や市町村サポートチーム(仮称)による支援、府OB職員の活用など、 新たな人的支援策を導入すべき

3 合併や広域的な連携の推進

自主的な市町村合併の推進をはじめ、市町村間での事務の委託や、既存の一部事務組合を活用した広域 的な連携による事務処理体制の整備を検討すべき

【計画的な事務移譲の推進】

- 府と市町村が共同で、市町村ごとの『権限移譲実施計画』(仮称)を策定し、これに基づいて計画的に 移譲を進めるべき
- 計画の策定時や事務引継ぎ時はもちろん、事務移譲後も、府は市町村をサポートしていくことが必要

地方分権改革推進委員会の動き

平成19年4月から、「地方分権改革推進法」に基づき、内閣府に「地方分権改革推進委員会」が設置されて います。この委員会は、同法に基づき、内閣総理大臣から任命された7名の委員で組織され、内閣総理大臣に 対し、地方分権改革推進計画の作成のための具体的な指針を勧告すること及び必要に応じて地方分権改革の推 進に関する重要事項について意見を述べるという2つの役割を担っています。

同委員会において、平成19年5月に「基本的な考え方」が、平成19年11月には「中間的な取りまとめ」が 示されました。これらを踏まえ、平成20年5月には、『第1次勧告 ~生活者の視点に立つ「地方政府」の確 立~』と題し、「国と地方の役割分担の基本的な考え方 | や、「重点行政分野の抜本的見直し |、「基礎自治体へ の権限移譲と自由度の拡大 | などについて取りまとめが行われました。

第71回地方分権改革推進委員会 会議資料

地方分権改革の推進スケジュール 平成19年 20年 21年 22年 11 月 5月末 8月初 12 月初 3月末 9月 財源等の取扱に係る意見道路・河川の移管に伴う 閣議決定 新分権 一: 第三次勧告 地方分権改革推進委員会の発足 基本的な考え方 第 出先機関見直しの 委員会の設置期限 「中間報告」 -間的な取りまとめ 次勧告 灭 勧 括法 訐 【第3次勧告に向けた主な検討課題】 義務付け・枠付けの見直し 税財政改革 \Diamond 行政体制の整備 …(3年間)…

また、同年12月には、『第2次勧告 ~ 「地方政府」の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大~』が公表され、「義務付け・枠付けの見直し」、「国の出先機関の見直し」などについて、勧告がなされました。

さらに、今年秋頃を目途に、税財源の国から地方への移譲も含めたさらなる勧告が委員会から出される予定です。(平成21年5月20日現在、委員会の開催は84回を数える)

【地方分権改革推進委員会のホームページ】

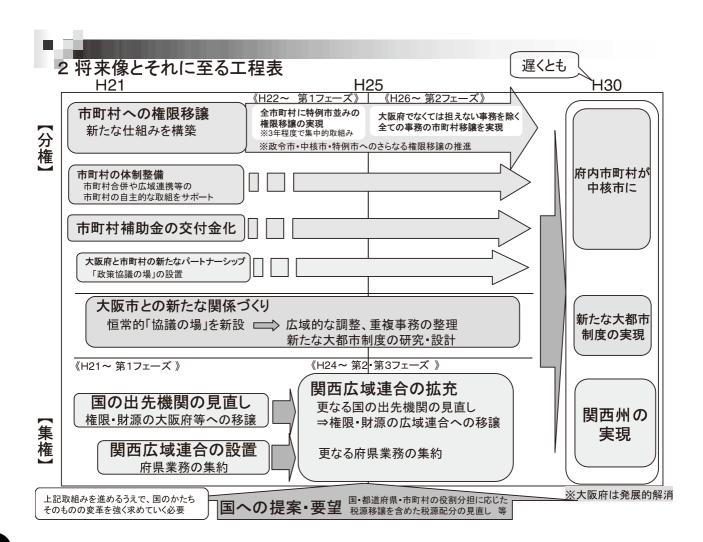
http://www.cao.go.jp/bunken-kaikaku/iinkai/iinkai-index.html

「大阪発"地方分権改革"ビジョン」について

大阪府では、市町村に対する権限移譲、府補助金の交付金化などの分権と、関西広域連合の早期実現や関西 各府県および国からの事業集約などによる関西州の実現に向け、目指すべき将来像と、その実現のための取り 組む方向を示すため、平成21年3月に、『大阪発"地方分権改革"ビジョン』を策定しました。

大阪府から市町村への権限移譲については、平成21年度に財政支援・人的支援の検討・調整を行い、新たな 地方分権制度の構築に向けて取り組みます。

なお、移譲対象事務は、現在の特例市が持つ事務や地方分権改革推進委員会の第1次勧告に盛り込まれた事務等で、平成22年度~24年度にかけて市町村への移譲を進める予定です。



事務移譲の状況

大阪版地方分権推進制度に基づき、平成20年4月2日から平成21年4月1日の間に行われた事務移譲は、下 記のとおりです。

大阪版地方分権推進制度に基づく移譲事務

○平成20年4月2日~平成21年3月31日の間に移譲を行った事務

[パッケージ移譲(申出方式)]

移譲事務名		移讓先市町村名	備考
【3法令28条項】	児童福祉施設(保育所)の設置に係る認可等		平成20年11月移譲 (新規移譲)
	認可外保育施設からの届出の受理等		
	社会福祉事業(放課後児童健全育成事業)開始の届出の受理等		
「住民との協働」 パッケージ 【2法令32条項】	特定非営利活動法人の設立の認証等	岬町	平成21年1月移譲
			(新規移讓)

[個別移譲(申出方式)]

景観法・大阪府景観条例に基づく届出及び完了届けの受理 【2法令7条項】	池田市、守口市、枚方市、 茨木市、八尾市、寝屋川 市、摂津市	平成20年10月移讓
--	--------------------------------------	------------

[個別移譲(協議方式)]

温泉法に基づく土地の掘削のための施設等の変更の許可の申請の受理等 【1法令7条項】	大阪市、堺市、高槻市、 東大阪市	平成20年8月及び10月移譲
--	---------------------	----------------

〇平成21年4月1日移讓事務

[パッケージ移譲(申出方式)]

移譲事務名		移讓先市町村名	備考
パッケーシ	特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に 関する法律に基づく届出の経由及び意見の添付等	大阪市※1、堺市	新規移譲
	深夜における営業等の制限に係る規制	堺市	新規移譲
パッケージ	電気用品販売事業場への立入検査等	│ - 大阪市、羽曳野市	H10 1市 H19 1市 H20 15市町 H21 2市
	ガス用品販売事業場への立入検査等		H10 1市 H19 1市 H20 15市町 H21 2市

[個別移譲(申出方式)]

大阪府生活環境の保全等に関する条例による化学物質管理制度に基づく届出等 【1法令10条項】	大阪市、堺市	新規移譲
社会福祉事業(老人福祉センターを経営する事業)開始の届出の受理等 【1法令6条項】	茨木市	H19 1市 H20 2市町 H21 1市

※1:大阪市には、「環境保護 I パッケージ」のうち、同事務のみ個別移譲。